

2025 年度 高校生海外交流支援事業 募集要項

世界を舞台に
可能性を広げよう！



荒川区は、海外で
国際交流にチャレンジする
高校生を応援します

2025 年 4 月

問い合わせ
申し込み先

荒川区国際交流協会事務局
住所:〒116-8501 荒川区荒川 2-2-3
(荒川区役所 文化交流推進課内)
電話:03-3802-3798
メール:kokusai@city.arakawa.lg.jp



※募集要項は
こちらから

荒川区国際交流協会

検索

事業目的

民間交流の一つとして、高校生が海外留学プログラム等を活用し、海外で体験・交流を行うことを支援することで、次世代を担う高校生が異文化への理解を深め、国際感覚を養うことを推進します。

事業内容

民間プログラム等を活用し、海外での国際交流にチャレンジする高校生に、支援金を交付します。

対象者

支援金の交付の対象となる方は、次の各号のいずれにも該当する生徒の保護者となります。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による国立、公立又は私立の高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校第1学年から第3学年まで、中等教育学校の後期課程及び専修学校の高等課程(以下「高等学校等」という。)に在学する者
- (2) 海外交流(ホームステイを含む。)、語学学校等への短期留学、海外におけるインターンシップ、スポーツ及びボランティア活動その他の現地の住民との交流(高等学校等の夏季における休業日の時期に出国し、当該時期に帰国するものに限る。以下「海外交流等」という。)に参加する者
- (3) その保護者が支援金の交付の申請の時点において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき区が備える住民基本台帳に記録されている者
- (4) その者に係る支援金とその保護者に交付されたことがない者
- (5) その保護者が属する世帯に属する者の全員に未納の区税がない者

対象経費

支援金の交付の対象となる経費(以下「交付対象経費」)は、海外交流等に要する費用となり、支出した事実を証拠書類により確認することができるものになります。

対象経費	(1) 海外交流等が高等学校等、地方公共団体又は民間の団体等(以下「団体等」という。)が主催するものである場合、参加に係る費用 (2) (1)以外の場合 ア 国際航空運賃(1往復分に限る。) イ 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃(1往復分に限る。) ウ 受入国又は受入地域の国際空港から海外交流先までの交通運賃(1往復分に限る。) エ 海外傷害保険料 オ 宿泊費(海外交流等がホームステイである場合は、ホストファミリーに支払う費用)
対象外経費	ア 海外交流当の参加者となるための選考に係る受験料 イ 受験会場までの交通費等その他海外交流等への参加が決定する前に生じる費用 ウ 海外交流先における小遣い エ 通学交通費 オ 部活遠征費 カ 通信諸費用 キ 食費 ク 衣服代 ケ 事前語学研修費用等

支給額

次に掲げる額のうちいずれか少ない額とし、予算の範囲内で交付します。

- (1) 交付対象経費の実支出額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨て)
- (2) 交付対象経費の実支出額から団体等から給付された奨学金等の額を差し引いた額(1,000円未満の端数は、切り捨て)
- (3) 20万円(交付上限額)

応募条件

以下の事業の全てに参加・協力できること

- (1) 事業実施後の報告会(ドナウ会・スピーチ大会等)への参加
- (2) 中学校等で実施する体験発表会への参加
- (3) 区広報への協力(区報、区HP、協会HP、ケーブルテレビ等)
- (4) 荒川区国際交流協会の協力会員(ボランティア登録)となり、活動に参加
※例: 川の手あらかわまつり、外国人によるスピーチ大会、ドナウ会クリスマス会、日澳親善リサイクル等のイベント

交付申請

以下の書類を荒川区国際交流協会事務局まで持参または郵送にて提出してください。様式は荒川区国際交流協会ホームページに掲載されています。

- (1) 申請書(様式第1号)
- (2) 作文(様式第2号)
- (3) 海外交流計画書(様式第3号)
- (4) 誓約書(様式第4号)
- (5) 交付対象者が属する世帯全員の住民票の写し又は、その他の書類で対象生徒の保護者であることが証明できるもの
- (6) 交付対象者が属する世帯全員に未納の区税がないことを証明する書類(支援金の交付の申請をする日の直近1月以内に取得したものに限り。)
- (7) 対象生徒の高等学校等の在籍証明書又は生徒手帳の写し

申請締切

令和7年5月14日(水) 17時必着

選考方法

以下の審査により決定いたします。

- (1) 書類審査
- (2) 面接

選考日程

5月14日(水)	応募書類受付締め切り
5月30日(金)	書類審査結果および選考面接時間通知発送
6月14日(土)または15日(日)	面接審査
6月20日(金)	審査結果通知発送

※派遣決定後に、健康上の理由または派遣に不適当な理由が生じた場合、派遣の資格を取り消すものとします。派遣資格が取り消された場合、または派遣者の都合により取りやめた場合、それまでに要した経費および取消に係る経費は応募者の負担となります。

実績報告

海外交流等の終了後に速やかに荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金実績報告書(様式第11号。以下「実績報告書」という。)に次の書類を添付して提出してください。

- (1) 海外交流等の状況を確認することができる書類及び写真のデータ
- (2) 収支決算書又はこれに代わる書類
- (3) 海外交流等に係る費用の支出を証する書類
- (4) その他理事長が必要であると認める書類

その他

申請の取り下げ・変更等行う場合、荒川区国際交流協会のホームページに掲載されている「荒川区国際交流協会高校生海外交流支援金交付要綱」を熟読いただき、所定の書類の提出をお願いいたします。

スケジュール

該 当 年 度							翌 年 度	
4月	5月	6月	7月~8月 夏季休暇	9月	10月	11月 ~3月	4月~3月	
★申込							★荒川区国際交流協会会員となり、国際交流協会の事業に参加 ★学校等への体験発表会に参加	
★書類審査								
				★面接				
					★プログラム参加			
						★実績報告		
							★支援金交付	
							★ドナウ会・スピーチ大会などで報告	